

1. 前橋市こども計画の策定方針

策定方針の概要

- (1) 計画の名称——▶ (仮称) 前橋市こども計画
- (2) 策定根拠——▶ こども基本法第10条第2項に基づく「市町村こども計画」
- (3) 位置づけ——▶ 前橋市総合計画の個別計画
- (4) 目的と内容——▶ すべてのこども・若者が、安心して心も体も元気に自分らしく成長できる前橋市を実現するため、出生からこども、若者への成長と、結婚、妊娠、出産、子育ての当事者へライフステージに応じて切れ目なく支援を行うための総合的な計画
- (5) 計画期間——▶ 令和8年度～令和11年度（4年間）※第2期以降は5年間の計画
- (6) 対象——▶ こども、若者、子育ての当事者など
- (7) 計画の構成——▶ 基本理念、基本目標、施策の柱を掲げ、それらに基づく事業や指標を整理する。また、計画の別冊として、①施策実施計画、②施設等整備計画を定める。
- (8) 本市の特徴——▶ 並行して検討中の「前橋市こども基本条例」の基本理念を踏まえて、こどもの権利の保障を前面に掲げ、こども・若者を権利の主体とする計画とする。
- (9) 策定の推進体制▶ 各種会議での検討、ワークショップによる意見聴取などを行いながら推進

1. 前橋市こども計画の策定方針

(2) 策定根拠

～こども基本法～

・市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画を定めるよう努めるものとする。（第10条第2項）

令和5年4月1日 **こども基本法**施行

国

令和5年12月22日 **こども大綱** 閣議決定

- ・ 少子化社会対策大綱
 - ・ 子供・若者育成支援推進大綱
 - ・ 子供の貧困対策の推進に関する大綱
- 3つの大綱
を1つに

勘案

群馬県

令和2年度 **ぐんま子ども・若者未来ビジョン2020**

- ・ 次世代育成支援対策推進法「都道府県行動計画」
- ・ 子ども・若者育成支援推進法「都道府県子ども・若者計画」
- ・ 子どもの貧困対策に関する法律「都道府県計画」
- ・ 母子保健計画策定指針「都道府県母子保健計画」など

【別冊】子ども・子育て支援事業支援計画

令和7年度～ **ぐんまこどもビジョン2025**

- ・ 新たに「こども大綱（こども基本法）」を勘案した内容を追加

【別冊】子ども・子育て支援事業支援計画

勘案

勘案

前橋市

令和2年度～6年度

第2期子ども・子育て支援事業計画

- ・ 次世代育成支援対策推進法「市町村行動計画」

令和7年度～11年度

第3期子ども・子育て支援事業計画

令和8年度～11年度
前橋市こども計画

※別冊として位置づけ

1. 前橋市こども計画の策定方針

(3) 位置づけ

- ・ こども分野の総合的な計画として、関連計画と相互に連携・補完する計画とする。

《前橋市こども計画》

- 前橋市子ども・子育て支援事業計画 ※別冊
- 次世代育成支援計画
- 子ども・若者計画 **新規**
- 子どもの貧困対策計画 **新規**
- 自立促進計画 **新規**
- 母子保健を含む成育医療等に関する計画 **新規**
- 新・子育て安心プラン実施計画

相互に
連携・補完



《関連する主な計画》

- 第七次前橋市総合計画
- まえばし福祉のまちづくり計画（地域福祉計画）
- 前橋は一とふるプラン（障害者福祉計画、障害福祉計画）
- 前橋市男女共同参画基本計画
- 健康まえばし21（健康増進計画）
- 元気まえばし食育プラン（食育推進計画）
- 前橋市自殺対策推進計画
- 前橋市地域防災計画
- 前橋市教育振興基本計画

→ こども分野の総合的な計画

1. 前橋市こども計画の策定方針

(4) 計画の目的と内容

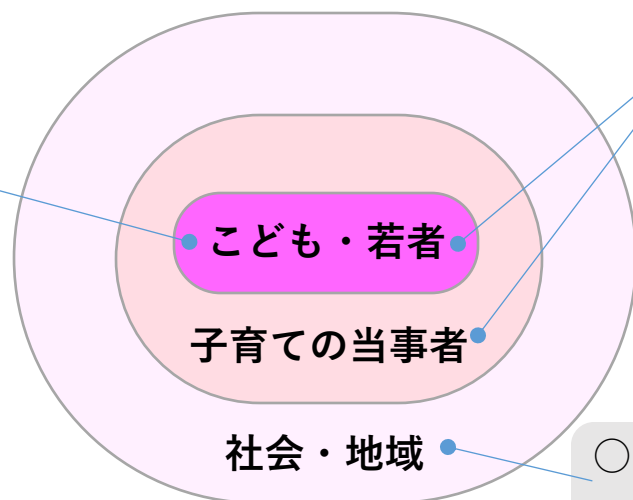
目的

- ・すべてのこども・若者が、安心して心も体も元気に自分らしく成長できる前橋市を実現する。

内容

- ・ こども、若者を権利の主体として認識し、権利を保障しながら、こども、若者の最善の利益を図る。
- ・ こどもから若者、子育ての当事者に至るまで、ライフステージに応じて切れ目なく支援を行う。
- ・ こども、若者、子育ての当事者を社会・地域全体で支える環境づくりを行う。

- こども・若者を社会のまんなかで据えて、常にこども・若者の最善の利益を第一に考える。
- 全てのこどもや若者が保護者や社会に支えられ、生活に必要な知恵を身に付けながら
 - ・心身ともに健やかに成長できる。
 - ・個性や多様性が尊重され、自分らしく、一人一人が思う幸福や生活ができる。
 - ・固定観念や価値観を押し付けられず、自由で多様な選択ができ、自分の可能性を広げることができる。
 - ・意見を表明し、社会に参画できる。



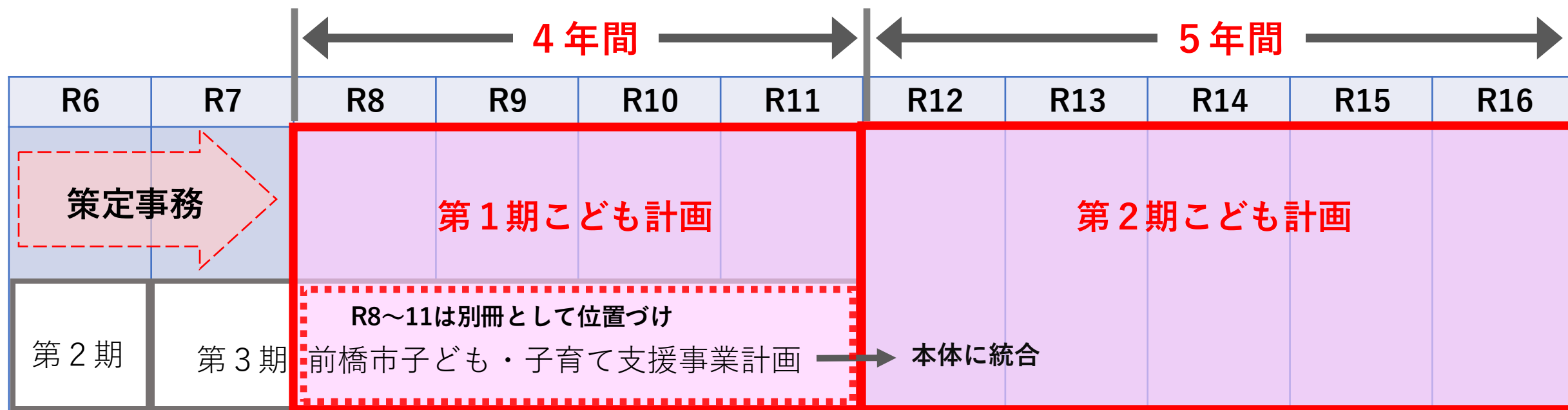
- 20代、30代を中心とする若い世代が
 - ・経済的基盤が確保され、将来に見通しを持つことができる。
 - ・仕事と生活を調和させながら、社会で活躍することができる。
 - ・それぞれの希望に応じ、家族を持ち、こどもを産み育てることができる。
 - ・自己肯定感を持ちながら幸せな状態で、子育てに伴う喜びを実感することができる。

- 未来を担う人材を社会全体で育み、社会経済の持続可能性を高める

1. 前橋市こども計画の策定方針

(5) 計画の期間

- ・ 第1期こども計画の期間は、令和8年度から令和11年度までの4年間とする。
- ・ 令和12年度からの第2期こども計画は、子ども・子育て支援事業計画と統合し5年間の計画とする。



前橋市こども基本条例

1. 前橋市こども計画の策定方針

(6) 対象

- ・ こども、若者及び子育ての当事者を計画の主な対象とする。
- ・ 年齢は「こども」は概ね18歳未満、「若者」は18歳から概ね30歳未満とする。ただし、年齢の区分によって必要な支援が途切れないよう、必要に応じて柔軟に対象を判断できるものとする。

■ こども基本法における「こども」の定義

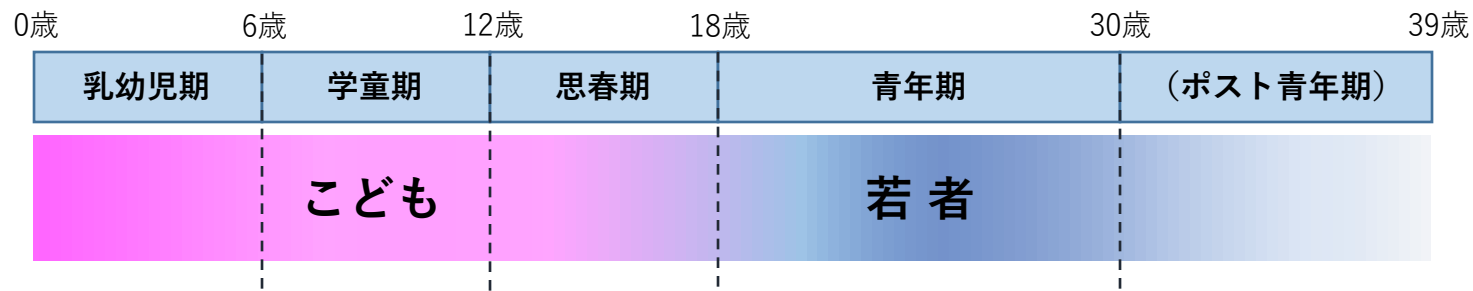
「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいう。（第2条第1項）

■ こども大綱における「こども」、「こども施策」の説明

こども基本法において「こども」とは「心身の発達の過程にある者をいう。」とされている。これは、18歳や20歳といった年齢で必要なサポートが途切れないよう、こどもや若者がそれぞれの状況に応じて社会で幸せに暮らしていけるように支えていくことを示したものであり、こどもが、若者となり、おとなとして円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者を指している。

こども基本法において「こども施策」とは、次に掲げる施策その他のこどもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策とされている。

- 1 新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援
- 2 子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援
- 3 家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備

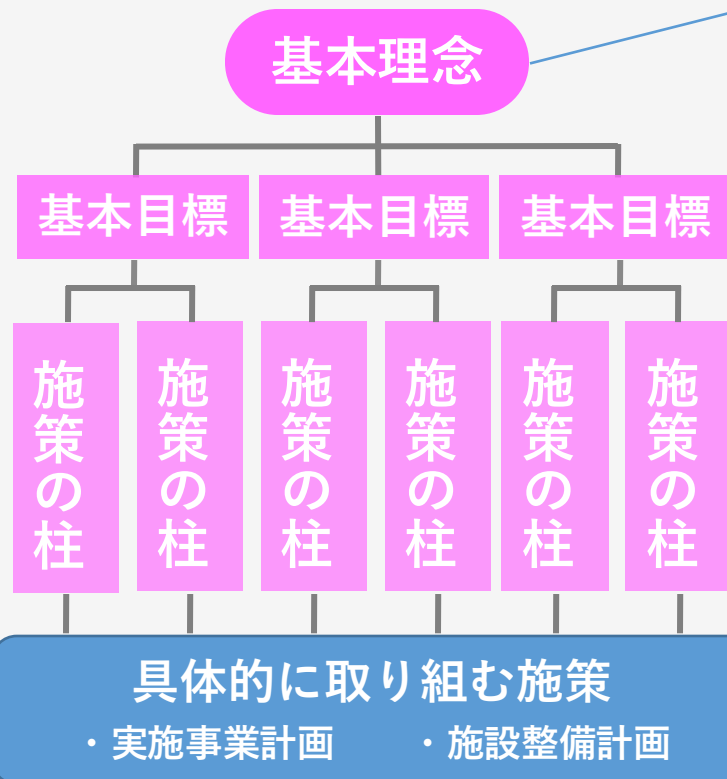


1. 前橋市こども計画の策定方針

(7) 計画の構成

- ・ 基本理念の下に、基本目標、施策の柱を定め、体系的に具体的な事業を整理する。

前橋市こども計画（構成イメージ）



★前橋市が目指す姿

《想定している内容、キーワード》

- ・ こどもの権利が守られる
- ・ 一人一人が自分らしく、やりたいこと、言いたいことが言える
- ・ こどもの笑顔があふれる
- ・ 生まれた環境に左右されず、すべてのこどもが健やかに成長できる
- ・ 安心、安全に成長できる、子育てできる
- ・ 市全体、みんなで取り組む、好循環をつくる

★基本理念の実現に向けて、

- ・ 基本目標
- ・ 施策の柱（目標の達成に向けた行動や戦略、指標）を定める。

さらに具体的な事業として、計画の別冊として

- ・ 実施事業計画（主にソフト事業、）、
- ・ 施設整備計画（ハード事業、※こども・子育て支援事業債対象事業）

を整備する。

1. 前橋市こども計画の策定方針

(8) 本市の特徴

- ・「こども基本条例」の基本理念を踏まえ、こどもの権利の保障を前面に掲げながら、こども施策を総合的に推進するための計画とする。

前橋市こども基本条例

基本理念

- ①差別を受けず、大人と同様、権利の主体として尊重
- ②こどもの最善の利益を考慮
- ③成長と発達に配慮した支援
- ④こどもの意見の表明や参加機会を確保し、意見を尊重

大切にする権利

- ・安心して**生きる**権利
- ・豊かで健やかに**育つ**権利
- ・自分を守り、**守られる**権利
- ・意見を表し、**参加する**権利

条例の基本理念を
踏まえて施策を検討



前橋市こども計画

施策

- こどもの権利について、こどもから大人まで、広く理解を深める取り組み
- 特性や困難な状況を抱えているこどもも安心して健全に成長できる支援
- こどもの意見を尊重し、多様な声を聴き大切に作る仕組みづくり
- こども・若者が主体的に活躍できる機会づくり

1. 前橋市こども計画の策定方針

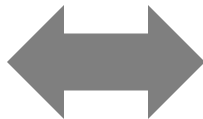
(9) 計画策定の推進体制

- ・ワークショップや各種会議で意見を聴きながら計画の内容の検討、反映を行う。

前橋市こども計画

- ・ 計画本体
(基本理念、基本目標、総論、各論、指標)
- ・ 実施事業計画
- ・ 施設整備計画
- ・ 概要版、こども向けのやさしい版
- ・ 第3期前橋市子ども・子育て支援事業計画※策定済

検討・意見



《関係者会議》

庁内

こどものまち前橋推進本部

ワーキンググループ

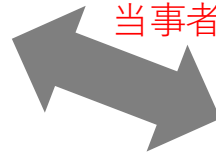
有識者

こどものまち前橋有識者会議

若者

こどものまち前橋若者会議（大学生）

当事者の意見・反映



《当事者・市民》

- こども、若者参加のワークショップ
 - ・ こどもの権利
 - ・ こどもの意見表明・参加の方法 など
- タウンミーティング
- パブリックコメント

報告



《市議会》

- ・ 進捗状況の共有
- ・ 各種会議、活動への参加案内

2. 策定スケジュール

